

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則（令和 2 年規則第 29 号）新旧対照表

改正後	現行
本則 略 別表第 1 略 別表第 2 別記 1 のとおり 別表第 3 別記 2 のとおり 別表第 4 別記 3 のとおり 別表第 5 別記 4 のとおり 別表第 6 略 別表第 7 略 別表第 8 別記 5 のとおり 別表第 9 別記 6 のとおり 別表第 10 略 別表第 11 別記 7 のとおり 第 1 号様式から第 13 号様式まで 略 第 14 号様式 別紙のとおり 第 15 号様式 別紙のとおり 第 17 号様式 別紙のとおり 第 18 号様式 別紙のとおり 以下 略	本則 略 別表第 1 略 別表第 2 別記 1 のとおり 別表第 3 別記 2 のとおり 別表第 4 別記 3 のとおり 別表第 5 別記 4 のとおり 別表第 6 略 別表第 7 略 別表第 8 別記 5 のとおり 別表第 9 別記 6 のとおり 別表第 10 略 別表第 11 別記 7 のとおり 第 1 号様式から第 13 号様式まで 略 第 14 号様式 別紙のとおり 第 15 号様式 別紙のとおり 第 17 号様式 別紙のとおり 第 18 号様式 別紙のとおり 以下 略

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 4 年 4 月 30 日までの間に新設又は改修の工事に着手した新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例（令和 2 年新宿区条例第 13 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する都市施設に該当するものに係る条例第 12 条第 2 項に規定する整備基準適合証の交付については、当該施設の完成の日から起算して 60 日以内に交付の申請があった場合には、この規則による改

正後の新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

- 3 条例第 16 条第 2 項の規定による勧告において勘案する条例第 2 条第 4 号に規定する整備基準（以下「整備基準」という。）は、施行日前にこの規則による改正前の新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第 7 条に規定する事前協議又は改正前の規則第 8 条の届出があった条例第 8 条第 1 項に規定する特定都市施設については、改正前の規則に定める整備基準とする。

別記 1（別表第 2）

改正案		現 行	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路等	(1) 略 ア 略 イ 建築物又はその敷地に <u>8の項</u> <u>(2) アに掲げる構造の車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）</u> を設ける場合 利用居室等（設けないときは、道等。ウにおいて同じ。）から <u>当該車椅子使用者用便房</u> までの経路 ウ 略 エ 略 (2) 略	1 移動等円滑化経路等	(1) 略 ア 略 イ 建築物又はその敷地に <u>車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等誰もが円滑に利用することができる便房（以下「だれでもトイレ」という。）</u> を設ける場合 利用居室等（設けないときは、道等。ウにおいて同じ。）から <u>当該だれでもトイレ</u> までの経路 ウ 略 エ 略 (2)
2 から 7 まで 略		2 から 7 まで 略	
8 便所	(1) 略 (2) 略	8 便所	(1) 略 (2) 略

	ア 次に掲げる構造の<u>車椅子使用者用便房</u>を1以上設けること。 (ア) 略 (イ) 略 (ウ) 略 (エ) <u>車椅子使用者用便房及び便所の出入口</u>には、<u>当該車椅子使用者用便房の設備及び機能</u>を表示すること。 イ 略 ウ 略 エ 略 (3)から(5)まで 略		ア 次に掲げる構造の<u>だれでもトイレ</u>を1以上設けること。 (ア) 略 (イ) 略 (ウ) 略 (エ) <u>出入口</u>には、<u>誰もが利用することができる旨</u>を表示すること。 イ 略 ウ 略 エ 略 (3)から(5)まで 略
--	---	--	---

別記 2（別表第 3）

改正案		現 行	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1 特定経路等	(1) 略 (2) 共同住宅等に、利用居室等、 <u>8 の項 (2) アに掲げる構造の車椅子使用者用便房</u> 又は車椅子使用者用駐車施設を設ける場合においては、別表第 2 のうち移動等円滑化経路等に係る規定を準用する。この場合において、当該準用された特定経路等又はその一部については、この表の規定は適用しない。 (3) 略	1 特定経路等	(1) 略 (2) 共同住宅等に、利用居室等、 <u>だれでもトイレ</u> 又は車椅子使用者用駐車施設を設ける場合においては、別表第 2 のうち移動等円滑化経路等に係る規定を準用する。この場合において、当該準用された特定経路等又はその一部については、この表の規定は適用しない。 (3) 略
2 から 7 まで 略		2 から 7 まで 略	
8 便所	(1) 略 (2) 略 ア 次に掲げる構造の <u>車椅子使用者用便房</u> を1以上設けること。 (ア) 略	8 便所	(1) 略 (2) 略 ア 次に掲げる構造の <u>だれでもトイレ</u> を1以上設けること。 (ア) 略

	(イ) 略 (ウ) 略 (エ) <u>車椅子使用者用便房及び便所の出入口</u>には、<u>当該車椅子使用者用便房の設備及び機能</u>を表示すること。 イ 略 (3)から (5) まで 略		(イ) 略 (ウ) 略 (エ) <u>出入口</u>には、<u>誰もが利用することができる旨</u>を表示すること。 イ 略 (3)から (5) まで 略
--	--	--	--

別記 3 (別表第 4)

改正案		現 行	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1 から 9 まで 略		1 から 9 まで 略	
10 宿泊施設の客室	(1) 略 (2) 略 (3) 一般客室は、次に掲げるものでなければならない。 アからオまで 略 カ 宿泊者特定経路又はその一部が移動等円滑化経路等 <u>又は</u> その一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路又はその一部については、ア及びオの規定は適用しない。	10 宿泊施設の客室	(1) 略 (2) 略 (3) 一般客室は、次に掲げるものでなければならない。 アからオまで 略 カ 宿泊者特定経路又はその一部が移動等円滑化経路等 <u>若しくはその一部又は1の項(1)アに定める経路若しくは</u> その一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路又はその一部については、ア及びオの規定は適用しない。

別記 4 (別表第 5)

改正案		現 行	
整備項目	遵守基準	整備項目	遵守基準
1 特定経路	(1) 共同住宅等においては、道等から各住戸(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設ける共同住宅等にあつては、地上階に設けるものに限る。以下同じ。)までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路(以下 <u> </u> <u> </u>「特定経路」という。)にしなければならない。 (2) 略 (3) 略	1 特定経路	(1) 共同住宅等においては、道等から各住戸(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設ける共同住宅等にあつては、地上階に設けるものに限る。以下同じ。)までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路(以下 <u>この表において</u>「特定経路」という。)にしなければならない。 (2) 略 (3) 略

別記 5（別表第 8）

改正案		現 行	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1 から 9 まで 略		1 から 9 まで 略	
10 便所	(1) 略 (2) 便所を設ける場合は、<u>車椅子使用者用便房</u>又は<u>車椅子使用者用便房</u>を有する便所を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けることとし、次に掲げる構造とすること。 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ <u>車椅子使用者用便房</u>を設ける便所及び<u>車椅子使用者用便房</u>には、	10 便所	(1) 略 (2) 便所を設ける場合は、<u>だれでもトイレ</u>又は<u>だれでもトイレ</u>を有する便所を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けることとし、次に掲げる構造とすること。 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ <u>だれでもトイレ</u>を設ける便所及び<u>だれでもトイレ</u>には、<u>誰もが利</u>

	<u>当該車椅子使用者用便房の設備及び機能</u>を表示すること。 (3)から(5)まで 略		<u>用することができる旨</u>を表示すること。 (3)から(5)まで 略
--	--	--	--

別記6（別表第9）

改正案		現 行	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1 から 9 まで 略		1 から 9 まで 略	
10 一般用の便所	不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。 (1)から (6) まで 略 (7) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。ただし、<u>11の項各号に掲げる構造の車椅子使用者用便房（以下この項において「車椅子使用者用便房」という。）</u>に設ける場合は、この限りでない。 (8) ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。ただし、<u>車椅子</u>	10 一般用の便所	不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。 (1)から (6) まで 略 (7) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。ただし、<u>だれでもトイレ</u>に設ける場合は、この限りでない 。 (8) ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。ただし、<u>だれ</u>

	<u>子使用者用便房</u>に設ける場合は、この限りでない。 (9) ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設けること。ただし、<u>車椅子使用者用便房</u>に設ける場合は、この限りでない。 (10) 略		<u>でもトイレ</u>に設ける場合は、この限りでない。 (9) ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設けること。ただし、<u>だれでもトイレ</u>に設ける場合は、この限りでない。 (10) 略
11 <u>車椅子使用者用便房</u>	不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、<u>車椅子使用者用便房</u>又は<u>車椅子使用者用便房</u>を有する便所を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けることとし、当該便所は、前の項に定めるもののほか、次に掲げる構造とすること。 (1)から(3)まで 略 (4) 出入口には、<u>当該車椅子使用者用便房の設備及び機能</u>を表示すること。 (5)から(8)まで 略	11 <u>だれでもトイレ</u>	不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、<u>だれでもトイレ</u>又は<u>だれでもトイレ</u>を有する便所を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けることとし、当該便所は、前の項に定めるもののほか、次に掲げる構造とすること。 (1)から(3)まで 略 (4) 出入口には、<u>誰もが利用することができる旨</u>を表示すること。 (5)から(8)まで 略

別記 7（別表第 11）

改正案			現 行		
整備項目	整備基準		整備項目	整備基準	
	種類	明示すべき事項		種類	明示すべき事項
建築物 小規模建築物	略		建築物 小規模建築物	略	
道路	略		道路	略	
公園	略		公園	略	
公共交通施設	付近見取図	略	公共交通施設	付近見取図	略
	配置図	略		配置図	略
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、乗降場、通路、階段、昇降機並びに <u>車椅子使用者用便房</u> その他の主要部分の位置及び寸法		各階平面図	縮尺、方位、間取り、乗降場、通路、階段、昇降機並びに <u>だれでもトイレ</u> その他の主要部分の位置及び寸法
以下 略			以下 略		